

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.15	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行の 確保に係る基準 【関係規定】 告示	<p>農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>（略）</p> <p>三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。<b>ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</b></p>	<p>農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>（略）</p> <p>三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>（略）</p>

			(略)	
2	P.17	【農業分野の固有の基準(告示)】 [農業特定技能協議会] ○1つ目	○ 初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(「農業特定技能協議会」)に加入し、加入後は農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。	○ 特定技能所属機関は、農業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(「農業特定技能協議会」)に加入しなければなりません。
3	P.17	○2つ目	○ 入国後4か月以内に農業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。	○ 加入に当たっては、農業特定技能協議会の定める方法により申請することとなります。加入手続の詳細は農林水産省にお問い合わせください。
4	P.17	○3つ目	○ また、農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。	○ また、加入後は、農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行わなければならない、これを行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
5	P.19	【確認対象の書類】 <直接雇用による場合> ○2つ目	○ 外国人材の受入れが2回目以降の場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類	○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。
6	P.19	<派遣形態による場合> ○2つ目	○ 外国人材の受入れが2回目以降の場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類	○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。
7	P.20	【留意事項】 ○2つ目及び3つ目	(新設)	○ 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国

			<p>○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となる旨を誓約することが必要です。</p> <p>○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び農業特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p>	<p>人を受け入れる場合であっても、農業特定技能協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。</p> <p>○ 令和6年6月15日より前においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となる旨を誓約することが必要です。</li> </ul> <p>※ 誓約書（改正前の分野参考様式第11-1号及び同様式第11-3号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び農業特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</li> </ul>
8	P.21	<p>第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】告示</p>	<p>農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあつては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役</p>	<p>農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあつては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役</p>

			員) が次のいずれにも該当することとする。 (略) 三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。 <b>ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</b> (略)	員) が次のいずれにも該当することとする。 (略) 三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。 (略)
9	分野 参考様式第 11-1号	【誓約事項】 4	4 次のいずれかに該当すること(該当する項目を丸で囲むこと)。 ① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「農業特定技能協議会」という。)の構成員であること。 ② <b>今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。</b>	4 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「農業特定技能協議会」という。)の構成員であること。
10	分野 参考様式第 11-1号	【誓約事項】 7	7 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面(電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること。	7 特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。)からの求めに応じ、実務経験を証明する書面(電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること。
11	分野 参考様式第 11-1号	(注2)	(注2) 4①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。	(注2) 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。
12	分野 参考様式第 11-3号	【誓約事項】 4	4 次のいずれかに該当すること(該当する項目を丸で囲むこと)。 ① 農林水産省が設置する農業分野における特定技	4 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「農業特定技能協議会」という。)の構成員であること。

			<p>能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。</p>	
13	<p>分野</p> <p>参考様式第11-3号</p>	<p>【誓約事項】</p> <p>8</p>	<p>8 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。</p>	<p>8 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。）からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。</p>
14	<p>分野</p> <p>参考様式第11-3号</p>	<p>（注2）</p> <p>【共通】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者派遣事業許可証の写し</li> <li>・ 4①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者派遣事業許可証の写し</li> <li>・ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類</li> </ul>